

## 警報発令時等の登校について

石川県立金沢桜丘高等学校  
校長 前田 一弘

警報発令時等における登校については、平成29年12月6日より本校独自の対応方針を策定して運用してきましたが、約4ヶ月間の試行に基づき、平成30年4月9日以降、以下のとおり改めることとしますのでご確認ください。

### 1 金沢市（本校所在地）において、暴風警報や暴風雪警報、大雪警報（以下、暴風・暴風雪・大雪特別警報を含む）が6時の段階で発令されているとき

登校するか自宅待機とするかの判断は学校長が行い、原則6時までの一斉メール配信及び本校ホームページにおける情報掲載で連絡をします。ただし、一斉メール配信についてはタイムラグが発生するため、本校ホームページを必ず確認してください。自宅待機中、11時まで上記警報が解除された場合は、安全に留意し、速やかに登校して下さい。解除された時間を考慮し、授業等を実施します。

### 2 金沢市における上記警報の発令によって自宅待機となり、11時の段階でも解除されていないとき

登校時の安全が確保できないと学校長が判断した場合は休校とします。休校とするかどうかは一斉メール配信及び本校ホームページにおける情報掲載で速やかに連絡をします。自宅待機や休校の時も主体的に学習に取り組んで下さい。

### 3 上記警報は発令されていないが、JR北陸本線・七尾線、IRいしかわ鉄道、北陸鉄道浅野川線等が悪天候のため運転を見合わせているとき

普段よりこれらの交通手段を利用しており、他に適当な交通手段がない場合、該当する生徒は自宅待機としますが、原則、学校自体は休校とはしません。

### 4 金沢市において上記警報は発令されていないが、それ以外の生徒の居住地において発令されているとき

学校自体は休校とはしませんが、該当する生徒の登下校時の安全が確保できないと保護者の方が判断した場合は、自宅待機とします。保護者の方は速やかに学校に電話連絡をお願いします。

- 5 暴風警報や暴風雪警報、大雪警報以外の警報や注意報が発令されても原則として休校の措置はとりませんが、登下校時の安全が確保できないと学校長が判断した場合は自宅待機とすることがあります。

※この対応は平成30年4月9日より実施します。